

生駒市条例第29号

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月1日

生駒市長 山下 真

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年9月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号イ中「母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と死別した男子で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの又はこれに準ずる者」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子」に改め、同号エ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号オ中「、婚姻」の次に「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。